

## 審査基準整理票

処分名	国民健康保険移送費の支給		
根拠法令名	国民健康保険法	第54条の4	
基準法令名	国民健康保険法施行規則	第27条の10	
所管部署	健康保険部 保険年金課 資格給付係		
標準処理期間	120日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <span style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 全部記載</span> <span style="margin-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</span></li> </ul> <p>国民健康保険移送費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令のとおりとする。                  なお、当該法令等が記載された図書は担当課において備え置く。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>【根拠法令】</p> <p>国民健康保険法                  (移送費)</p> <p>第五十四条の四 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。